島田市立総合医療センター　院内感染対策指針

（院内感染対策に関する基本的な考え方）

第１条　院内感染の防止に留意し、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療機関の責務である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った対応ができるよう、本指針を作成するものである。

（組織の設置）

第２条　院内感染の対策・予防を図るため、次の組織を設置する。

(1)　院内感染対策委員会

感染対策部門

(2)　感染管理室

(3)　感染制御チーム

(4)　抗菌薬適正使用支援チーム

２　院内感染対策委員会（以下「委員会」という）は、院内感染対策を実行し推進するため、各専門職代表を構成員として組織し、毎月 1 回定期的に会議を行い次の事項を審議する。また、必要に応じて臨時会議を開催する。

(1)　院内感染の発生状況把握及びその防止策に関すること

(2)　院内感染対策に係る職員の教育及び指導に関すること

(3)　異常な感染症が発生した場合、原因の究明と対応策に関すること

(4)　その他、院内感染対策に必要な事項

３　感染管理室は、専従の感染管理認定看護師を置き、院内感染対策に関する実務組織として、委員会の決定事項・方針に基づき、感染制御チーム Infection Control Team（以下 ICT）、抗菌薬適正使用支援チーム Antimicrobial Stewardship Team（以下 AST）と協働し次の活動を行う。

(1)　サーベイランスに関すること

(2)　アウトブレイク対策に関すること

(3)　院内感染対策に係る職員の教育及び指導、研修の実施に関すること

(4)　感染管理に係る院内部署及び院外関係諸機関との連絡調整に関すること

(5)　院内感染対策マニュアルに関すること

(6)　院内感染、感染対策に関する相談対応

４　ICT は、委員会の決定事項・方針に基づき、感染管理室、AST と協働して組織横断的に次の活動を行う

(1)　サーベイランス実施及びフィードバック、具体的な 対策の指導、実践

(2)　アウトブレイク時の調査、対応

(3)　職業感染防止対策の推進

(4)　院内感染対策に係る職員の教育及び研修会の企画運営

(5)　院内感染対策マニュアル作成・改訂

(6)　院内感染、感染対策に関する相談対応

(7) 感染対策向上加算に係る連携、カンファレンス開催、感染対策に係る相談対応

5　ASTは、委員会の決定事項・方針に基づき、感染管理室、ICTと協働して組織横断的に次の活動を行う

(1)　抗菌薬の使用動向監視・評価・フィードバック

(2)　適切な検体採取と培養検査の実施等臨床検査を有効利用するための体制の構築

(3)　抗菌薬適正使用に関する院内研修の開催

(4)　院内抗菌薬使用マニュアルの作成・改訂

(5)　院内採用抗菌薬の使用状況を確認し、継続採用を検討

（職員研修）

第３条　院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に、就職時の初期研修１回のほか、最低でも全職員が年２回受講できるよう、複数回の研修を実施する。また、必要に応じて随時実施し、研修の実施状況を記録・保存する。

（院内感染の監視と発生時の対応）

第４条　院内感染の監視及び院内感染発生時の対応は以下のとおりとする。

(1)　ICTは、MRSA等の院内感染を防止するため、「感染情報レポート」を週１回作成し、職員の情報共有を図るとともに、委員会に報告する。

(2)　異常発生時、感染管理室は、その状況及び患者への対応等を病院事業管理者・院長に報告する。必要に応じ委員会を開催し、発生原因の究明と、対応策の立案と実施に努め、全職員への周知徹底を図る。

(3)　ICTは、臨床部門において必要なサーベイランスを実施して感染症の発生状況を把握し、感染制御の推進に努める。

(4)　病棟において結核、感染性胃腸炎、インフルエンザ等の感染症患者や感染が疑われる患者発生を認めた場合は、主治医・所属長は直ちに感染管理室又はICTに報告する。

(5)　医師は届け出の必要な感染症を診断した場合は、医事課を通じて保健所に所定の報告書により報告する。

（院内感染対策マニュアル）

第５条　委員会が別に定めた院内感染対策マニュアルを、職員が閲覧できる環境に掲示する。職員はマニュアルに基づき院内感染対策を実施する。

（患者への情報提供と説明）

第６条　本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにし、疾病の説明とともに感染防止の基本について説明し、理解を得た上で協力を求める。

（その他）

第７条　その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針は次のとおりとする。

(1)　地域連携施設や保健所及び医師会などと協力し、地域の感染対策に貢献する。

(2)　感染制御に関する問題点は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業；FAXで質問可）など、外部機関も適宜利用する。

（3）他の部門の役割の中で、院内感染対策に関連する事項（例：衛生委員会の職員予防接種、感染対策に必要な薬品・物品の採用）について、協力して関与する。

（4）ICT/AST は下記の権限を有する

1）院内全職員、全部署に対し感染対策上必要な助言・勧告ができる

2）感染対策に必要な情報収集のため、患者データ・電子カルテの閲覧、院内各部署への立ち入りが自由にできる

3）ICT/AST の活動及びラウンドにメンバー以外の出席・意見聴取することができる

附則　この指針は、2012 年 10 月 17 日から施行する。

附則　この指針は、2016 年 12 月 1 日から施行する。

附則　この指針は、2017 年 2 月 1 日から施行する。

附則　この指針は、2022 年 4 月 14 日から施行する。（2022 年 6 月 1 日　一部追加）

附則　この指針は、2022 年 11 月 17 日から施行する。